

納骨壇使用許可申請並びに誓約書



本泉寺納骨堂

和音

本泉寺納骨堂和音 管理規約

(目的)

本泉寺の納骨堂は、宗教法人本泉寺の目的に賛同する者の使用に供するものとする。

(所有管理)

納骨堂及び納骨壇は、宗教法人本泉寺が所有し、代表役員又はその代務者（以下「管理者」という）が管理する。

(使用許可)

納骨壇の使用者（以下「使用者」という）は、使用者本人または納骨する遺骨の主が宗教法人本泉寺の檀家である者に限り、本規約の手続に従い、管理者の許可を得なければならぬ。

(使用目的)

納骨壇は、遺骨（焼骨）又は管理者が認めた関連遺品以外の物を収納する目的には使用できない。

(儀式等)

納骨堂内に於ける儀式及び行事は、日蓮宗本泉寺の法式により行う。

(山納金)

使用者は、別に定める様式の納骨壇使用許可書申請書に、所定の山納金（冥加金及び永代管理料）を添えて提出し、納骨壇使用許可書の交付を受けなければならない。但し、山納金はいかなる理由によつてもこれを返還せず、また、追加納付を要しない。

(期限)

使用者は、期限の定めなく納骨壇を使用できる。本納骨堂を収容する建築物又は納骨壇を建替え等により移設される場合も引き続き使用できる。

(許可書再交付)

使用者は、納骨壇使用許可書を紛失又は著しく汚損したときは、別に定める様式の納骨壇使用許可書再交付申請書を提出し、再交付を受けるものとする。

(位置指定)

納骨壇の位置は原則として管理者が指定するものとし、使用者は納骨壇の原状を変更してはならない。

(納骨保管願)

使用者は、管理者に対し、納骨する都度、別に定める様式の納骨保管願に、火葬（改葬）許可書を添えて提出するものとする。

(第十条)

第十一條 (住所変更届)

使用者は、住所又は連絡先に変更があつたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(承継)

使用者の相続人又は遺族は、単身又は複数で、別に定める様式の納骨壇使用承継願に、納骨壇使用許可書及び相続等を証する適当な資料を添えて管理者に提出し、その承諾を得ることにより、前使用者が得た納骨壇使用許可書の限度で、使用者として納骨壇の使用を承継できる。

(使用許可取消)

管理者は、次の場合は使用許可を取り消すことができる。

- 1 使用者が、この規約に違反した場合
- 2 使用者が、管理者の承諾を得ず、その権利を第三者に譲渡又は転貸した場合
- 3 使用者が、納骨壇を目的以外の用途で使用した場合
- 4 使用者が、5年間音信不通となつた場合

(許可書返還)

使用者が取り消されたときは、使用者は、速やかに収蔵している遺骨等を引き取り、納骨壇使用許可書を返還しなければならない。

(永代供養)

管理者は、使用者から無縁の届出がなされたときは、永代供養として合葬等の方法を取ることができる。使用者が死亡して5年経過してなお承継がなされず、又は、使用者が取り消された後も遺骨を放置しているときも無縁とみなし、同様とする。

(規約外事項)

本規約の定めのない事項は、管理者においてこれを定める。

(改正)

本規約の改正は、宗教法人本泉寺の責任役員会の議決を経て行う。

右に記載の「本泉寺納骨堂和音管理規約」並びに「本泉寺納骨堂和音参堂のしおり」を遵守することを誓約いたします。

令 和 年 月 日

申請者

印

承継予定者

印

(本泉寺保管用)

宗教法人 本泉寺 御中

令和 年 月 日

本泉寺納骨堂和音 納骨壇使用許可申請及び誓約書

本泉寺納骨堂 和音	(3階) · 小鼓	· 龍笛	· 胡弓	—	番
	(2階) · 和琴	· 歌鈴	· 笙		

このたび、上記本泉寺納骨堂和音納骨壇の使用を許可していただきますよう、本申請書に山納金を添えて申請いたします。使用ご許可の上は、「本泉寺納骨堂和音のしおり」及び「本泉寺納骨堂管理規約」に記載の各条文を遵守することを誓約いたします。

プレート	家
------	---

申請者 (使用者)	フリガナ	〒	一	生年月日		
	住所				大正・昭和・平成・令和	年月日
	フリガナ				宗旨(宗派)	
	氏名				印	
	電話番号	()	鍵No.			
携帯電話	()					
承継予定者	フリガナ	〒	一	生年月日		
	住所				大正・昭和・平成・令和	年月日
	フリガナ				申請者との続柄	
	氏名				印	
	電話番号	()	鍵No.			
携帯電話	()					
案内他	案内送付先	代表・承継予定者・その他	その他の	住 所	〒	
	電話連絡先	代表・承継予定者・その他		氏 名	電話番号	
紹介	フリガナ	〒	電話番号			
	住 所				()	
	フリガナ				申請者との続柄	
	氏 名					

受付者		備考欄			
-----	--	-----	--	--	--

本泉寺納骨堂和音 参堂のしおり

- 一、お参りは原則午前六時より午後八時までとさせていただきます。
- 二、堂内での飲食、喫煙は禁止とさせていただきます。
- 三、お供え物はお参りの後に持ち帰り、有り難くいただきましょう。放置された場合は、適宜処分させていただきます。
- 四、納骨壇の仏具（花瓶を除く）は自己管理となつておりますので、補修、新調等は自己負担となります。
- 五、花瓶は備え付けの物をご利用ください。
- 六、永代使用料、永代回向料はいかなる理由においても返金できません。
- 七、所有の納骨壇に届出なしで、遺骨を納めることは墓地埋葬法により禁止されています。必ず寺務所にその旨をお届けください。